

車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和 8 年 7 月 9 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 聴聞の期日 | 令和 8 年 7 月 27 日 午前 9 時 30 分開始 |
| 2 | 聴聞の場所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
埼玉県警察本部聴聞室（地下 1 階） |